

岡行革第72号
平成26年11月27日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森雅夫



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|---------------|------|
| ・平成19年度包括外部監査 | 1項目 |
| ・平成21年度包括外部監査 | 5項目 |
| ・平成23年度包括外部監査 | 1項目 |
| ・平成24年度包括外部監査 | 1項目 |
| ・平成25年度包括外部監査 | 32項目 |

以上

平成19年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	環境局 環境施設課	ごみ処理施設管理運営委託契約	受託者からの報告内容について ・受託者からの実務実施に関する報告書において、市が報告を受領したあとの対処及び受理日を記載していなかった。報告書において、市の対応状況を記載して、受託業務の適切な遂行を第三者が把握できるようにしておくことが求められる。 ・各センター間における統一された書式の報告書が指定されてなかった。	平成26年9月から、受託者からの報告書の書式を統一し、その対処方法及び受理日を明記し、記録に残している。

平成21年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	団体名	指摘等内容	措置内容
1	産業振興・雇用推進課	(一財)岡山市勤労者サポートセンター	(16) コンプライアンス コンプライアンス規程、マニュアル等のコンプライアンス体制がないので、コンプライアンス体制の構築を検討すべきである。	一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザコンプライアンス規定及び一般財団法人岡山市勤労者サポートプラザ内部通報処理規定を策定。(平成26年4月23日施行)
2	農林水産課	(財)岡山市水産協会	(1) 人件費 事務局長の月額報酬は5,200円で、本市の嘱託職員の報酬は136,100円となっており、本市が本協会の大部分の人件費を実質的に負担している。本協会の事務が多いので本協会は事務量に応じた人件費の負担を行うべきである。	平成25年4月に一般財団法人への移行に合わせ水産協会の事業および事務内容の見直しを行い、負担割合に応じた事務量であることを平成25年度に確認した。
3	農林水産課	(財)岡山市水産協会	(5) 文書管理等 平成11年度以前の理事会議事録が保管されていない。庶務規定、事業実施規定等の内容について、職員1名だけの現状と合致していない。	一般財団法人への移行に合わせ新たに定款を定め、その後、平成26年3月20日開催の理事会において一般財団法人として適正な規定を新たに設けた。
4	農林水産課	(財)岡山市水産協会	(6) 契約事務の規約化 本協会では契約実施にあたり、本市の規定に準じて見積り合わせをすること、随意契約とする理由、また保証人を免除する理由を記載して決済を受けることとしているが、規程化されておらず、また全件には実施されていないので、規程化するべきである。	一般財団法人への移行に合わせ新たに定款を定め、その後、平成26年3月20日開催の理事会において一般財団法人として適正な規定を新たに設けた。
5	市場事業部事業課	岡山市場冷蔵(株)	(11) 文書管理、事務処理管理 文書管理規程、事務処理規程は策定されていないので策定すべきである。	平成26年5月に文書管理規程、事務処理規程を作成した。

平成23年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	人権推進課	住宅新築資金等貸付金	(5)不納欠損処理について <p>過去の不納欠損処理は、平成2年度に2件(住宅新築資金・宅地取得資金)行ったのみである。 平成22年度の滞納繰越分における借受人は、死亡184人、居所不明11人、破産69人であり、その中には借受人の相続人が相続放棄しているケースがある。借受人の相続人が相続放棄しており、連帯保証人及びその相続人が、死亡又は居所不明や資力又は財産が乏しく回収が全く見込めない場合には、不納欠損処理を検討することが望ましい。 また、過去に一度も収納実績のない貸付が、81,780,046円(17件)ある。貸付年度が昭和51年から昭和58年であり、長期間にわたり収納実績が全くないという状況は、過去の債権管理に問題があったといえる。 当該貸付について、自主的な返済が見込めないことに加え、契約書上の借受人との交渉が困難である場合には、貸付に係る回収可能性を検討したうえで、早期に法的措置を実施することを検討することが望ましい。</p>	<p>債権の適正管理や収入未済額の縮減を目的として、旧岡山市住宅新築資金等貸付条例のうち効力の残っている規定に基づき、償還の猶予又は免除に関する施行規則(平成26年4月1日施行)を制定した。その条例・規則に基づき、平成26年度から、償還が著しく困難な債権について不納欠損処理を実施することとした。</p>

平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
1	文化振興課	岡山シンフォニーホール	<p>大ホール以外の施設については、大ホールの補助的施設として考えられているものの、それ単独での使用も可能であることから、大ホールと同様に稼働率目標を設定し、稼働率アップの対策を講じることが望ましい。例えば、財団法人岡山シンフォニーホールの平成23年度事業計画書によれば、和風ホールを使用した自主文化事業は、28事業のうち1事業しかない。さまざまな制約はあるが、和風ホールを使用した自主文化事業を増やすことも検討すべきと考えられる。</p> <p>また、大ホールについては、平成11年度の91.9%をピークに低下傾向(平成23年度70.9%)にあることから、平成26年度末における目標値である78%の達成に向けて、なんらかの対策を講じることが望ましい。</p>	<p>イベントホールについて、次のとおり稼働率の目標値を設定した。 ◎26年度 72.0%、27年度 73.5%、28年度 75.0%</p> <p>大ホールの稼働率については、平成24年度62.7%⇒25年度66.3%となっている。26年度からは、稼働率のさらなる向上を図るため、減免対象となる本番前の練習の期間の幅を広げ、芸術団体や学校等に積極的に営業活動を行ったことにより、申し込みが増加している。</p> <p>和風ホールについては、高齢者の方々の利用促進を図るため、新たに長椅子(床几)を導入した。</p> <p>スタジオ1・2については、使用した場合に料金に加算される椅子、机を、一定数使用料に含めることを検討するなど、稼働率向上につながる方策を今後も必要に応じて考えていく。</p>

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

(指摘事項)

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
1	安全・安心NW推進室	岡山市住民自治組織補助金	<p>補助金の使用状況が詳細に分かるような報告書を検証可能な根拠となる領収書等とともに提出させ、支出内容とその効果を精査し、合理的な説明が困難な支出や不必要な支出が行われないよう指導すべき。少なくとも旅行補助と考えられる支出内容等は、必要性の点から説明できないところであり、目的と効果の市政への反映の観点から、今後の補助の必要性について検討が必要である。</p>	<p>岡山市連合町内会と協議を行い、平成26年度から補助金の必要性や使用状況が確認できる報告書や領収書の提出を受けることとした。</p>
2	安全・安心NW推進室	学区・地区連合町内会補助金	<p>96学区・地区合計で総収入1億8,149万円に対し、8,479万円もの余剰額が生じている。各学区・地区では、繰越額に差異があるものの、補助金額、収入額及び繰越額の金額的關係性に着目した場合、補助金なしでも運営が十分可能な学区・地区は多数あるものと考えられる。各学区・地区間の公平性には一定の配慮が必要という考え方はあるものの、自主運営が可能な学区・地区に関しては、補助金の減額や必要性を検討すべきである。</p>	<p>平成26年6月6日に開催された、岡山市連合町内会総会において各学区・地区連合町内会長に説明を行い、平成27年度から補助金の必要性や使用状況が確認できる領収書等の提出を受けることとした。</p>
3	人権推進課	人権施策補助金 (人権啓発活動補助金)	<p>当該補助対象事業の経費内容とその事業の成果等をみると、効果的に行われているか疑問をもつものもある。例えば、平成24年度に実施された当該補助事業について、参加者1人当たり経費をみると、最少額で643円、最高額は2万4,416円と相当な差があり、この差は、費やした経費と参加者数の多寡の違いによるものである。</p> <p>市の財源をより効率的に使用するためには、補助対象事業の企画内容、参加者募集の方法、購入先選定方法等について、市も積極的な指導を行い、補助金がより効率的に使用されるよう図っていく必要がある。</p> <p>また、当該事業に補助金を費やし、市の財源を使う以上、注意事項の規程の見直しも検討すべきと考える。</p>	<p>平成26年度募集から「注意事項」を見直し、経費の支出にあたり、「啓発活動への参加者数と経費のバランス(参加者1人あたりの経費)等を考慮に入れた効率的・効果的な執行」を求める内容を記載するとともに、多くの市民に啓発活動がなされるべく補助申請時等にも一層の工夫をするよう伝えている。</p>

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
4	高齢者福祉課	・岡山市シルバー人材センター運営費補助金 ・高齢者活用生活援助サービス事業費補助金	経営安定化造成基金積立資産は、岡山市シルバー人材センターの利益をもって積立てられているが、過去に受領した補助金の返納の原資とするものであることから、その財源は、シルバー財団の自主努力で得られる必要がある。 市は、補助金を支給するにあたり、財団運営に最低限必要な人件費のみを補助対象とする等、経営安定化造成基金積立資産の財源が財団の自主努力で得られたものであることを明確に説明できるようにする必要がある。	補助対象経費の実態が財団運営に最低限必要な人件費や事務所運営費等であることを明確にするため、補助金内訳書(任意様式)を添付させる。 また、経営安定化造成基金の財源が、財団の自助努力によって得られたものであることを示す要因等を、別途報告書(任意様式)として提出させる。
5	医療助成課	岡山市福祉医療事務補助金	岡山市福祉医療事務補助金交付要綱において、実績報告についての記載がない。実際には、所定のフォームに基づき実績報告を受けている。市民に明確にする観点から、要綱において実績報告を要する旨を定めるべきである。	実績報告については、岡山市補助金等交付規則の様式に基づいて報告を受けているが、重ねて岡山市福祉医療事務補助金要綱においても、実績報告を要する旨を定めた。
6	障害福祉課	地域生活支援事業費補助金(福祉ホーム)	補助対象経費の実額と、当該補助金要綱において定められている上限額とを比較し、少ない方を支給することとなっているが、実際には比較をせずに、上限額で支給されているのが実態である。要綱に従い、補助対象経費の実額と定められている上限額とを比較し、少ない方を支給すべきである。	平成25年度分については、要綱に従った手続きを行った。今後も要綱に従った手続きを行っていく。
7	保健管理課	岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金	毎年、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定している。各浴場の実績報告書を閲覧すると、入場料金等と市補助金からの収入合計額をつくり湯にかかる経費として算定しているとみられた。また、づくり湯に係る経費は、翌年度に提出される補助金交付申請の添付資料である前年の確定申告書の経費を上回っており、当該実績報告書に記載の支出額がつくり湯に係る経費の実績を表わしているとは認められない。 実績報告される経費は、正確な金額を求めるべきである。	補助金交付要綱を平成26年3月に改正し、年度末の事業完了報告時に収支の詳細が分かる収支決算書及び領収書の添付するよう改めるとともに、その内容を対象事業者に周知した。
8	保健管理課	岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金	各浴場から提出されている実績報告書は経営実態を把握できる内容ではなく、また、補助金支給申請時に提出される前年の確定申告書からその収支の全体を確認し、補助の必要性を判断しているということであるが、一部には浴場以外の事業収支も合算された決算申告書が提出されているなど、浴場のみの経営実態を把握しえないものもあり、現状の補助金支給が、各公衆浴場の経営実態を把握した上での支給であるとはいえない状態である。 今後は、補助金支給目的に沿うよう、各浴場の経営実態を十分に把握し、補助金要綱の文言整理や変更も含め、経営実態を踏まえた補助制度とすべきである。	補助金交付要綱を平成26年3月に改正し、年度末の事業完了報告時に収支の詳細が分かる収支決算書及び領収書を添付させるなど、より厳密な収支を把握し、経営状況を確認できるようにした。

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
9	こども企画総務課	・岡山市青少年育成協議会補助金 ・青少年健全育成地域教育懇談会補助金	各補助金の支給額は、決定根拠となる指針はなく、予算額を上限として支給している。 一方、市から岡山市青少年育成協議会へ支給された補助金額の一部は、各地域の団体に対して配賦されている。 補助金額の算定根拠に対する明確な指針がない場合、受給者はこれまでの受給額確保のために不必要な経費の支出・申請を行う可能性があり、モラルハザードの問題が生じると考えられる。また、補助金支給額の妥当性の検討において基準とすべき算定根拠が明示されていない場合、妥当性の検討結果を一定の水準に保つことができない可能性がある。 そのため、補助支給先の岡山市青少年育成協議会で定められている『しおり』や実際に最低限必要と考えられる経費水準を考慮しながら、市から岡山市青少年育成協議会に対する補助金額の算定根拠を要綱上明確にすべきである。	平成26年度から要綱に各補助金の対象経費及び算定根拠について明示した。
10	産業振興・雇用推進課	勤労者福祉事業費補助金	平成24年度で補助金制度が終了しているが、事業規模に比して多い707千円の次期繰越金の扱いについて、市が協議に積極的に関与し、返金を求める必要があるか検証する必要がある。	補助終了後の活動・決算の状況を把握した結果、市補助金に依存しない形で活動を継続しており、また、繰越金も減少しており返還の必要はないものとする。
11	産業振興・雇用推進課	勤労者福祉事業費補助金	岡山市勤労者協議会の支出のうち、交付金については岡山地区労働組合協議会、岡山地区平和センター、連合地区協会の各事業に対して交付しているとのことであるが、市の担当部署もその詳細については把握できておらず、要綱の趣旨に見合う支出となっているか否かについて判然としない。 支出内容についてその中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである。	各団体へ資料の提出を求め、内容の詳細を把握し、要綱の趣旨に見合うものと確認した。今後においても、交付金の詳細を十分に把握し、妥当性も含め検証していく。
12	産業振興・雇用推進課	岡山市企業立地促進奨励金	要綱によると、人材確保奨励金に係る申請にあたっては、企業立地促進奨励金に係る確定通知書の写しを添付する必要があるとされているが、本社が県外にあり、企業立地促進奨励金の支給決定後に代表者の決裁を再取得する事が相手方の負担となることから、誘致企業への配慮として実際には同時申請を認めているとのことであった。 このような実務上の要請を申請手続上加味するのであれば、要綱を実態に合ったものに修正する必要がある。また、企業立地促進奨励金の確定後に人材確保奨励金の申請を行わないと、補助金執行上のリスク(不正受給等のリスク)が残るのであれば、要綱とおりに手続きを進めるべきである。この点について再考し、適切な運用が図られるようにする必要がある。	企業立地促進奨励金と人材確保奨励金の交付申請に係る手続きについて、同時申請ができるように、今までは交付申請様式を企業立地促進奨励金と人材確保奨励金でそれぞれ交付申請様式が分かれていたものを一つの様式に統一し、また人材確保奨励金の交付申請に必要な添付書類を添付不要にした。(岡山市企業立地促進奨励金交付要綱第10条を改正。(平成26年4月1日施行)) 人材確保奨励金の要件及び審査の流れについては、従前のおりで企業立地促進奨励金の適用をうけたものに対し人材確保奨励金を交付する。

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
13	政策企画課	岡山市市長会負担金	<p>岡山市市長会は、全国市長会及び中国支部に提出する議案に関することや、全国市長会及び中国支部との連携、行政、財政に関する調査研究及び県に対する要望等を活動目的としている。</p> <p>会議を有効に成立させることを目的とするのであれば、常設事務局を置かずとも、たとえば各市持ち回りで事務局を務め、会議や各種調査に必要な最低限の経費のみ徴収すれば目的は達成できるはずである。</p> <p>会の目的と整合しない可能性のある支出内容や、保有財産の状況等も含め勘案し、負担金が会の本来的な目的にとっての必要最低限の金額となっているか検討の上、負担金の必要性も含めた、定期的な見直しを図るべきである。</p>	<p>岡山市市長会に対し、従前より負担金の見直し要請を行っていたところ、平成26年度から一定の減額がなされたところである。</p> <p>今後とも指摘を踏まえ、負担金が必要最低限の金額になっているか等について、定期的に状況を確認し、必要に応じて見直しが行われるよう要望していく。</p>
14	文化振興課	おかやま国際音楽祭開催負担金	<p>おかやま国際音楽祭2012の収支決算書には、財団制作手数料として一括で500万円の費用が計上されていた。これについて、市は、制作手数料は役務に係る経費に該当するものと判断しているが、具体的な内容が確認できる十分な支出根拠書類は入手しておらず、交付要綱に則した拠出となっているかどうか不明瞭な状態である。</p> <p>交付対象経費との関連性が明瞭となるように、具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである。</p>	<p>平成25年度決算分について、事務局である市スポーツ・文化振興財団に対し、制作手数料の内訳や根拠資料を提出するよう指導し、資料の確認を行った。</p>
15	消防企画総務課	岡山市消防団運営交付金	<p>飲食代については、災害現場や訓練及び出初式や夜警等の公式行事に限って交付対象経費として認められている。市は一人当たりの目安として500円を設定しているものの、一人当たり1,000円近いものもあった。公金の性格からして目安を大きく上回るものについては指導すべきである。</p> <p>さらに、領収要因(お食事代として等)も記載されていないものもあった。このような支出は避けるように、市は消防団に対して適切な指導を行うべきである。</p>	<p>平成26年4月から9月までの分団長宛定期郵送便に適正執行についての文書を同封し、平成26年5月21日開催の分団長会議で直接指導を行った。</p> <p>また、平成26年6月28日の今年度分運営交付金支給時に文書指導を実施、平成26年11月26日開催予定の分団長会議でも適正執行について指導を継続する。</p>
16	消防企画総務課	岡山市消防団運営交付金	<p>飲食代の支払書を確認したところ人数が記載されていないものがあった。市は一人当たりの目安として500円を設定しており、金額的に妥当なものであるかどうかをチェックするために人数を記載するように指導すべきである。</p>	<p>平成26年4月から9月までの分団長宛定期郵送便に適正執行についての文書を同封し、平成26年5月21日開催の分団長会議で直接指導を行った。</p> <p>また、平成26年6月28日の今年度分運営交付金支給時に文書指導を実施、平成26年11月26日開催予定の分団長会議でも適正執行について指導を継続する。</p>

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
1	安全・安心NW推進室	岡山市区づくり推進事業補助金	<p>補助金の利用状況については地区によりばらつきがあり、全地区での活用には至っていない状況である。広報等のより一層の充実とともに、補助金制度の内容についても一定の工夫、改善が望まれるところである。</p> <p>具体的には、補助率が一律2分の1と定められているところを、イベント開催初期には、補助率の引き上げを実施し、スタート時の活用がより容易な制度とする等の方策が考えられる。積極的な活用促進という観点からの改善点について、具体的な検討を進めることが望ましい。</p>	<p>関係者、関係団体へのアンケート調査を行い、広域交流部門での実施件数を増やすとともに、地域活動部門の新規立ち上げ時の補助割合及び事業内容の見直しなど制度的見直しをおこなった。平成27年度募集(平成27年1月)から新制度で実施する。</p>
2	福祉援護課	南ふれあいセンター経由バス路線補助金及び北ふれあいセンター経由バス路線補助金	<p>ふれあいセンターは、乳幼児から高齢者まで広く利用してもらうことを目的に設立された施設であり、交通弱者の来館手段を確保するため、過去においては、送迎バスの運行を委託していた。</p> <p>バス路線確立後は、これらの送迎バス運行は行わず、路線バス運行事業者への補助へ切替えたことで、経費は削減されているとのことである。しかしながら、利用者は相当少ない状況であり、利用者数の増大に向け、改善策を検討することが望ましい。</p>	<p>利用向上に向けて指定管理者と協議を行い、PRに取り組んでいる。</p>
3	福祉援護課	・民生委員活動費補助金 ・地区民生委員協議会補助金	<p>民生委員等に対し支給される活動費について、要綱で定められている基準額と実支給額とについて乖離がある。補助内容の透明性を図る観点から、要綱を実態に合わせる等の措置が必要と考える。</p>	<p>民生委員活動に係る財源は、各民生委員からの会費や岡山市及び社会福祉協議会の補助金、共同募金の助成金などから構成されている。また、その活動費の支出基準は、民生委員児童委員協議会(以下「民児協」という。)の理事会において決定し、市が民児協に支払う補助金の基準とは異なる基準で支給されるものであり、昨年度決算及び今年度の予算についても同理事会によって承認されている。</p> <p>以上のことから、市からの補助金の基準と活動費の基準を一致させることはできないが、さらにその透明性を高めるよう検討を加えている。</p>
4	福祉援護課	・民生委員活動費補助金 ・地区民生委員協議会補助金	<p>岡山市民生委員児童委員協議会より、地区会の規模に応じ、地区会に定額の補助金が支給されている。使途について、規程により規定されているが、より具体的に規定することが望ましいと考える。</p> <p>実際には地区会の研修や地域老人を対象にした交流事業等に使用されているとのことであるが、市は補助金の目的や補助対象経費をより明確に規定するように岡山市民生委員児童委員協議会に対して指導することが望ましい。</p>	<p>地区会の年間報告・決算及び計画・予算の提出を求める際、補助の対象経費について示した文書を発出し、周知を図った。</p>

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
5	医療助成課	岡山市福祉医療事務補助金	<p>補助基本額の根拠について、支給を開始した昭和46年以降、予算の編成上一時的に変動したものの、実質的な根拠の再考といった見直しは行われていない。</p> <p>導入当初は各医師会において手書で対応していた事務作業について、昨今ではシステム化が進んでおり、効率化が図られている可能性がある。また、このような補助金を支給していない他都市があることも事実であり、当該補助金の必要性についていささか疑念が生じる。従って、支給要否の検討を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい。</p>	<p>当該補助金は、たびたびの制度改革を含め、単県医療費公費負担制度を実施することによって生じている医療担当者の事務負担(単県医療費公費負担制度の医療費請求や証明事務等)に対する補助金である。今後も子ども医療費助成制度の改正を予定しており、医師会等の協力は不可欠であり、現段階では単県医療費公費負担制度を運営していく上で必要なものと考えている。今後も補助金の必要性については、継続的に検討する。</p>
6	保健管理課	岡山市公衆浴場つくり湯事業補助金	<p>要綱には、補助対象経費の範囲についての具体的な定めがない。市によると、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定について(昭和38年8月12日 環発第335号 各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知)」において、公衆浴場入浴料金統制額を決定する場合に公衆浴場の経営実態を調査するときの調査項目として挙げられている支出科目を参考に考えているとのことであるが、補助対象とする経費について要綱で明確にすることが望ましい。</p>	<p>補助金要綱を平成26年3月に改正し、今年度より補助対象の範囲を浴場経営全体とし、事業完了時に収支明細が分かる収支決算書を求めることとした。</p>
7	保健管理課	岡山市愛育委員協議会補助金	<p>当該補助金は、岡山市愛育委員協議会を通じて、各地区、学区へ配分され、実際には各地区及び学区にて補助金を使用されている。</p> <p>補助対象経費について、協議会より実績報告書とそれに添えられる収支報告書の報告を受け、書面審査しているが、各地区及び学区の収支報告書等は入手していない。また、交付規則には必要に応じてとあるものの、実地調査はなされていない。</p> <p>補助金の不正受給を牽制するためにも、各地区、学区の収支報告書を入手するとともに、実地調査により帳簿の閲覧や領収書のチェックを行うなど、収支計算書の検証の仕組みを構築することが望まれる。</p>	<p>平成26年度岡山市愛育委員協議会補助金の実績報告の際に、岡山市愛育委員協議会の補助金に関する収支報告書と併せて、各地区・学区活動費に関する収支報告書の提出を求めることとした。</p>
8	子ども企画総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市青少年育成協議会補助金 ・青少年健全育成地域教育懇談会補助金 	<p>各補助金の要綱上、補助対象経費について明示された項目はなく、補助金額の記載の中に「補助事業に要する経費のうち」と記載されているのみである。具体的に対象となる費目を明示することが望ましい。</p>	<p>平成26年度から各補助金交付要綱に補助対象経費を明示した。</p>

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
9	保育園・幼稚園課	登録保育施設補助金	<p>提出資料の中には、購入したものの自体の写真が請求書と一緒に保管されているものもあったが、全てについて納品の事実の確認まではなされていなかった。</p> <p>領収書のチェックだけでは実際には異なるものを購入していてもわからないことから、一定金額以上の経費については、領収書だけでなく購入品の写真や受講資料のコピーの提出も受けることが望ましい。</p> <p>また、補助金獲得のために、不必要な遊具・保育用品等を購入する可能性があることから、年に1度実施している登録要件の確認のための実地調査時に、過去一定期間以内に補助金の支給対象として購入したもののうち、使われずに倉庫等に保管されているものがないかどうか確認することが望ましい。</p>	<p>平成25年度補助事業として各施設に交付した補助金の対象経費で、備品の購入経費や構造物の施工経費に充てられたもののうち、購入事実や使用状況、施工状況について確認が必要なものと見込んだものについては、平成26年7月14日～9月5日の間に実施した認可外保育施設立入調査の機会を利用し、調査をおこなった。その結果、補助対象経費が実績報告書及び添付領収書等に記載のとおり納品・使用・施工されていたことを実地確認した(必要に応じて証拠写真を撮影した)。</p>
10	産業振興・雇用推進課	岡山貿易情報センター補助金	<p>市の補助金に対する書類審査は、例年収支決算書の入手が次年度の夏以降となっており実績チェックの適時性がなく、実績審査が形骸化していると考えられる。</p> <p>資金の出し手として、補助金支給の妥当性を報告させることで不正使用等に対する適切な牽制効果を持たせる意味でも、適切な期間に報告書及び根拠となる領収書等を提出するよう岡山貿易情報センターと十分に協議すべきであり、特別な期間を設ける必要があれば補助要綱等によって実績報告に関する明確なルールを定めた上で、適切な運用を図ることが望ましい。</p>	<p>独立行政法人日本貿易振興機構岡山貿易情報センターと協議した結果、補助金の実績報告については、特別な期間を設けることなく、収支決算書を含め事業完了後20日以内に市に提出することになった。</p> <p>平成25年度補助金から実施済みであり、実績チェックの適時性が担保されるようにしている。</p>
11	農村整備課	岡山市土地改良区事務費等補助金	<p>平成22年度に行った補助制度の改善は、平成26年度まで「新しい補助金額」と「前年度補助金額の95%」と比較して、いずれか高い方の額とする、激減緩和措置が採られている。</p> <p>これまで、ほとんどの土地改良区には「前年度補助金額の95%」が支給されていることから、補助金の減額につながっていることには間違いない。激減緩和措置の延長など、平成22年度に行った改善を緩めるようなことはせず、そのまま保持していくことが望ましい。</p>	<p>激減緩和措置終了についての周知を図るため、お知らせ文を送付し、予定どおり本年度をもって終了することとした。</p>
12	農村整備課	岡山市土地改良区事務費等補助金	<p>当該補助金はどの土地改良区にあっても、申請すれば算定式により、平等に支給される仕組みとなっている。このことから、繰越金の使途を明確にするよう土地改良区に指導した上で、具体的な使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越金がある場合には、繰越金に応じた補助金額の妥当性を検討することが望ましい。</p>	<p>土地改良区の繰越金の理由等を聞き、妥当性を確認した。必要な場合は特別会計を設けるなど使用目的を明確にするよう指導した。</p>

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
13	文化振興課	・岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金 ・マーチング・イン・オカヤマ開催負担金	公益財団法人岡山シンフォニーホールとマーチング・イン・オカヤマ実行委員会は監事監査を受けているため、市では負担対象経費のチェックを十分には行っていない。負担金拠出を管理する所管課においても、負担金の目的に合致した拠出がなされているか検証できる仕組みを整えることが望ましい。	平成25年度決算分について、岡山フィルハーモニック管弦楽団とマーチング・イン・オカヤマ実行委員会の各事務局に赴き、負担金拠出に係る帳簿や領収書等のチェックを行った。
14	文化振興課	岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金	市では以前より観客数は把握しているものの、その目標値は設定していない。目標を設定し、達成に向けたPR活動を行うことで楽団への認知度が高まり、ひいては市民の文化意識の向上に貢献するものとする。そのため、観客数を利用して目標設定し、負担金の効果を測定することが望ましい。	広く地域住民に文化芸術に親しむ機会を提供するという使命のもと、各演奏会の採算ベースの入場見込み数を、来館者数(観客数)の目標数値として設定している。 ◎26年度 12,000人、27年度 12,000人、28年度 12,000人 (内訳:定期演奏会(2回)、特別演奏会、第九、親子deクラシック、小中音楽鑑賞教室、I am a SOLIST)
15	文化振興課	岡山市文学賞負担金	自治体が主催する文学賞で賞金100万円というのは高額な部類に入るが、そのような賞金が高額となるケースでは、自治体単独での負担は珍しく地元企業・国・県等の協賛・後援を得ることが多い。 特に坪田譲治文学賞のように既刊の作品から選考する場合には、出版社も利益を享受できる。そのような大手出版社が後援に付けば坪田譲治文学賞の知名度も上がり、市全体の知名度向上にも貢献するものとする。これらを踏まえ、負担金拠出額を減らし市の財政負担を軽減すると共に、知名度向上のために、企業協賛・後援を募集することが望ましい。	作家・文筆家等の著作権を管理する団体等に対し、後援や資金援助等について打診したが、他の賞との兼ね合いもあり、協力を得られなかった。 坪田賞は、1年間に出版されたすべての本を対象としており、受賞作が決定するまで、どの出版社の本になるかが分からないため、事前に企業協賛等を得ることは困難である。
16	岡山シティミュージアム	企画展共催負担金	特別企画展の入場券に常設展の入場券も付ける場合には、特別企画展部分は岡山シティミュージアムと共催企業で分配するとしても、常設展部分は市だけの利益となるべきである。 ただし、入場券売上については、特別企画展部分と常設展部分とを分けることは難しく、また、特別企画展を契機に常設展にも足を運んでもらい、市民の文化的な生活を支援する目的もある。そのため、必ずしも厳密に按分することまでは必要ないとするが、特別企画展の入場券に常設展の入場券が付く場合は相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい。	これまで、4階で実施する特別展の入場券に5階常設展の入場券を付けるかどうかは、特別展ごとに判断してきたが、今後は、岡山の歴史と今を将来に伝えるという常設展の目的に鑑み、岡山に関する特別展を実施する場合に限り、特別展と常設展の連動を図るため、常設展を割引できるようにした。

岡教企第277号
平成26年11月25日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- | | |
|----------------|-----|
| ・ 平成15年度包括外部監査 | 1項目 |
| ・ 平成23年度包括外部監査 | 3項目 |
| ・ 平成25年度包括外部監査 | 2項目 |

以上

平成15年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	保健体育課	学校給食	民間委託とともに、実施方式としての単独校調理場方式、親子式調理場方式及び共同調理場方式のメリット・デメリットを比較分析し、学校施設の再編整備をも見据えた、より効率のよい方式選択を進めるべきである。	平成23年4月に足守地区の福谷小学校、大井小学校、高田小学校の3校を統合し蛍明小学校を設置後、平成26年4月には蛍明小学校と足守中学校の単独校調理場を集約して、共同調理場方式の「足守学校給食センター」を開設した。 今後とも学校給食センターの改築や学校施設の再編整備も見据えて、より効率的に安全で安心な給食の提供方法を検討していく。

平成23年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容
1	保健体育課	学校給食費 (2)滞納債権の時効について	学校給食費は私債権であるため、2年で時効を迎える。時効による債権の回収洩れを防ぐためには債務者に請求することが必要になるが、この手続きが全く行われていない。特に、これは卒業してしまっただけの児童生徒の債務について、顕著であり、卒業してしまえば支払いを免れるというモラルハザードを生じているのではないかと危惧される。 法的手段としては、「支払督促」が簡便であり有効と思われる。	平成24年8月に学校と市教委の職員で構成する「岡山市学校給食費未納対策委員会」を設置して、学校給食費の滞納原因などについて実態調査及び分析を行い、学校給食費の徴収方法について検討を進めてきた。平成26年3月に「学校給食費の取扱いに関する手引」を作成して、全校で統一的な事務処理ができるように改善した。 手引では、給食の必要性を説明したうえで、保護者から給食費の納入にかかる同意書の徴取、未納が生じた保護者に対しては、時効中断となる督促状の通知及び分納計画書の提出、さらに未納者との対応記録や納入状況を管理する未納台帳の作成など、未納防止策、時効中断、法的措置に対応できるよう適正な給食費の債権管理について定めた。今後はこの手引を適切に運用して学校給食費の未納防止、早期回収に努めていく。
2	保健体育課	学校給食費 (1)長期滞納債権の継続的記録	平成15年度の包括外部監査での指摘に、「学校校納金の徴収・管理・執行は、公費に準じて厳正かつ効率的に行うこと」とある。したがって、卒業生の未回収債権についてもその継続的な記録が行われるよう受払残高表を整備し、卒業後についても回収の記録を行う必要がある。	平成26年3月に「学校給食費の取扱いに関する手引」を作成して全校へ配布した。その中で、給食費の未納者との対応状況を記録しておく帳票及び納入状況を管理する未納台帳の全市の標準様式を作成し、運用の徹底を図ることとした。
3	保健体育課	学校給食費 (2)長期滞納債権の法的手段も含めた回収方法について	平成15年度の包括外部監査での指摘もあり、手続き面での不備が改善された。しかし、手続きが示されたにも関わらず法的手段が利用されていない。現在の規定では学校が責任をもって回収に当たることになっている。したがって、担任の先生が中心になって、回収すべく保護者の説得にあたっているが法的手段をここに適用するとすれば、相当の軋轢が生じることになり担任の先生の心的負担等を考慮すれば、適用は困難といわざるを得ないと考え。そこで、担任の先生の過度な負荷を強いることなく債権回収の実を挙げるために、回収事務における学校の役割は悪質な債務者を抽出するまでとし、その後の「支払督促」等の法的手段は岡山市の教育委員会が行うこととする等、従来の枠組みに拘らず、新たな役割分担を検討することが望まれる。	平成24年8月に学校と市教委の職員で構成する「岡山市学校給食費未納対策委員会」を設置して、学校給食費の滞納原因などについて実態調査及び分析を行い、学校給食費の徴収方法について検討を進めてきた。平成26年3月に「学校給食費の取扱いに関する手引」を作成して、全校で統一的な事務処理ができるように改善した。 手引では、給食の必要性を説明したうえで、保護者から給食費の納入にかかる同意書の徴取、未納が生じた保護者に対しては、時効中断となる督促状の通知及び分納計画書の提出、さらに未納者との対応記録や納入状況を管理する未納台帳の作成など、未納防止策、時効中断、法的措置に対応できるよう適正な給食費の債権管理について定めた。今後とも適切な役割分担のうえ、学校給食費の未納防止、早期回収に努めていく。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

(指摘事項)

番号	所管課	対象案件	指摘の内容	措置内容
1	文化財課	指定文化財等の保存事業補助金	<p>岡山市文化財保護条例に基づき、(文化財の)所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会はその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を支給することができる。</p> <p>しかし、市では、補助金の支給にあたって補助対象者の財政状態を念頭には入れているものの、その検討が客観的にはされておらず、補助金の支給基準についても整理されていなかった。市によるとこれまで補助金を支給しなかった事例はない。</p> <p>市は、(文化財の)所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合とはどのような場合かを明確にするとともに、(文化財の)所有者の財政状態が良好な場合に、市の負担を軽減することを検討する必要がある。</p>	補助申請受理の際に、条例に照らして適否を判断し、文化財課の意見を付した後に交付決定することとした。

平成25年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成26年9月30日現在で改善措置を講じた事項

(意見事項)

番号	所管課	対象案件	意見の内容	措置内容
1	生涯学習課	豊かで潤いのある町づくり活動補助金	<p>補助対象経費について補助事業者から提出される補助事業等実績報告書とそれに添えられる収支報告書を受け、書面審査は実施しており、交付規則には必要に応じてとあるものの、実地調査まではなされていない。</p> <p>補助金の不正受給を牽制するためにも、実地調査を実施し、帳簿の閲覧や領収書のチェック、補助対象経費に物品等が含まれる場合は使用状況も含めた補助金支給対象の現物チェックなどを行うことが望ましい。</p>	事業ごとの実施報告書及びすべての経費の領収書を提出させて、適正であるかチェックを行っている。